

令和 4 年 4 月 13 日

## 簡単な作業をするだけで「誰でも 1 日当たり数万円を稼ぐことができる」などの勧誘により「副業」の「マニュアル」を消費者に購入させた事業者に関する注意喚起

令和元年から令和 3 年の夏までにかけて、簡単な作業をするだけで「誰でも 1 日当たり数万円を稼ぐことができる」などという LINE<sup>®</sup> のメッセージによる勧誘を受け「副業」の「マニュアル」を購入してしまったが、実際の「マニュアル」に記載された「副業」の内容は告げられたものとは異なっていたなどという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社サポート（以下「サポート」といいます。）及び個人事業主 5 名（以下「本件 6 事業者」といいます。）が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知及び断定的判断の提供）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

### 1 事業者の概要

本件 6 事業者の概要は下表のとおりです。

No.	事業者名	所在地・住所
1	株式会社サポート (代表者 山崎 雄貴) (法人番号 7013301043247)	東京都豊島区西池袋五丁目 2 番 13 号菱和パレス立教通り 2 F
2	岡戸 りょう (おかどりょう)	東京都豊島区東池袋 1-40-1 クロサワ駅前ビル 5 F
3	木村 里奈 (きむらりな)	大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第 2 ビル 2 F
4	小山 忍 (こやましのぶ)	さいたま市南区太田窪四丁目 9 番 24 号
5	山崎 ゆうき (やまざきゆうき)	東京都新宿区新宿 4-1-22 新宿コムロビル D702 号
6	山下 智也 (やましたともや)	東京都新宿区中落合 2-7-10-201

注 1 同名の別会社や、同姓同名の別の個人と間違えないように御注意ください。なお、No. 1 の事業者の法人番号は、令和 4 年 3 月 15 日時点のものです。また、No. 2 から No. 6 までの事業者名等は、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に基づく表記としてウェブサイトに表示されていた内容です。

注 2 本件 6 事業者の本件マニュアルの販売には、株式会社 US グループ<sup>®</sup>が関与していました。

<sup>1</sup> 登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスである「ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)」の一つ。

<sup>2</sup> 代表者：栗林卓也、法人番号：6010401091598、所在地：東京都新宿区西新宿六丁目 20 番 7 号-1117 (令和 4 年 3 月 15 日時点)

## 2 具体的な事例の内容

本件6事業者が販売した「マニュアル」は、一部の重複を除いてそれぞれ内容が異なりますが、消費者に「マニュアル」を購入させる手口はほとんど同じであり、概要は次のとおりです。

- (1) リスティング広告<sup>3</sup>により「副業」の「ランキングサイト」等へ誘導されます  
消費者がスマホやパソコンを用いて、検索サイトで「副業」などと検索すると、本件6事業者が紹介する「副業」の広告が表示されます。

消費者が広告内のリンクをクリックすると、「副業」の「ランキングサイト」(別紙1)にアクセスします。

- (2) 育児中の母親と称するLINEアカウント等とのトークへ誘導されます

消費者が、前記(1)の「副業」の「ランキングサイト」内から、LINEの友だち登録のバナーをクリックし友だち登録をすると、育児中の母親であると名乗る者のLINEアカウント(以下「勧誘LINEアカウント」といいます。)等とのトークに誘導され、勧誘LINEアカウントからメッセージが送信されてきます。なお、本件6事業者は、一部の事業者を除き、それぞれ、勧誘LINEアカウントを複数使用していました。

- (3) 勧誘LINEアカウントから稼げる「副業」を紹介すると勧誘するメッセージが送信されてきます

本件6事業者はそれぞれ、勧誘LINEアカウントから、消費者に対し、簡単な作業で稼げる「副業」を紹介すると勧誘するメッセージを送信し、この「副業」に興味を持った消費者に対して、この「副業」を行うためには、「マニュアル」を購入する必要があると伝え、「マニュアル」の料金として2万円前後の代金を支払わせるよう仕向けます。

勧誘のメッセージの内容は別紙2のとおりであり、「マニュアル」を購入すれば1日数分の簡単な作業をするだけで誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる「副業」を行うことができるなどと勧誘していますが、具体的にどのような作業を行うものであるかは明かされません。

- (4) 提供される「マニュアル」に記載された「副業」の内容は、勧誘LINEアカウントのメッセージによる勧誘の際の「副業」の内容と異なっていました

消費者が、前記(3)のメッセージによる勧誘に興味を持ち、「マニュアル」を購入し代金を支払うと、「マニュアル」を閲覧するためのURLが勧誘LINEアカウントから送信されてきます。

消費者は、そのURLをクリックして「マニュアル」を読みますが、そこに記載されていた「副業」の内容は別紙3のとおりであり、前記(3)の勧誘LINEアカウントのメッセージによる勧誘の内容と異なった内容でした。

- (5) 代金の後払いを選択した消費者に対し、訴訟を提起すること等を示唆して支払を催促するメッセージが送られてくることがあります

代金の支払に当たり、勧誘LINEアカウントから、先払いとするか後払いとする

<sup>3</sup> 検索結果の中に表示される、検索内容に連動して掲載される広告。

かを問われます。代金の後払いを選択した消費者には、代金を支払わない場合は、「裁判を起こす」、「金融事故扱いとなり全ての信用情報機関に登録される」、「被害届を提出する」などと示唆して、消費者に「マニュアル」の代金の支払を強く催促するメッセージが送られてくることがありました。

### 3 消費者庁が確認した事実

#### (1) 不実告知

本件6事業者は、それぞれ「副業」の「マニュアル」を販売するに当たり、前記2(3)のとおり、勧誘LINEアカウントから送信する勧誘メッセージにおいて、あたかも、1日数分の簡単な作業をするだけで相当の稼ぎを得られる「副業」であるかのように勧誘していましたが、実際に提供していた「マニュアル」に記載されていた「副業」の内容は別紙3のとおりであり、勧誘時の説明と異なるものでした。

#### (2) 断定的判断の提供

サポート、木村里奈、小山忍、山崎ゆうき及び山下智也は、別紙3のとおり、消費者に対し、簡単な作業をするだけで「誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる」と勧誘していましたが、当該金額を稼げるかどうかは、自身で用意した情報が売れるか否か、自身が提供した役務の出来等の事情によって左右されるものであって不確実なものでした。

#### (3) 本件6事業者の「マニュアル」販売に関与する会社について

本件6事業者の集客のためのリスティング広告の掲載には、「株式会社USグループ」という会社に関与していました。同社は、本件6事業者のうち一部の事業者の「マニュアル」の販売に関して、勧誘LINEアカウントから消費者に送信するLINEメッセージについてアドバイスを行ったり、消費者の「マニュアル」の代金の支払先となるなど、「マニュアル」の販売に深く関与していました。

### 4 消費者庁から皆様へのアドバイス

#### ○ 具体的な仕事内容を一切明らかにせず「副業」を行うための「マニュアル」を売りつけようとする事業者には注意しましょう

コロナ禍の影響により本業の収入が減るなどして、「副業」に興味を持つ消費者が増加していると考えられますが、インターネット上には、そのような消費者に対して、具体的な仕事内容を一切明らかにせず、簡単な作業をするだけで誰でも稼ぐことができるなどと勧誘し、「副業」を行うためには「マニュアル」等が必要であるとして情報商材を売りつけようとする事業者が多数みられますので注意しましょう。

これまでの消費者庁などによる調査、消費生活センターに寄せられた相談の内容によれば、インターネット上で販売される「副業」の「マニュアル」等の情報商材を購入すれば、簡単な作業を短時間するだけで誰でも1日数万円を稼ぐことができる、ということはずあり得ません。

**○ 実際には初期費用が掛かるにもかかわらず、掛からないと勧誘をしてくる事業者には注意しましょう**

「副業」を行うか否かを判断するに当たって、最初にどのような費用が掛かるかという点は重要な考慮要素となります。この初期費用について、最初は、一切掛からないなどと勧誘していたにもかかわらず、興味を持って話を聞いてみると、「マニュアル」等の購入費用が掛かるということを後から説明されることがあります。また、「費用については副業の収益が出た後の後払いでも構いません」などと説明し、実際に「マニュアル」を見た消費者が、最初に説明されていた「副業」の内容と全く異なることを理由にキャンセルを申し出ても、キャンセルできないと主張し、代金を支払わせようとすることもあります。

この初期費用に関する説明のように、事業者の説明に事実と異なる点があったり、事業者の説明に違和感を覚えた場合は注意しましょう。

**○ 「副業」に関して被害に遭ったらあきらめずにすぐに「188（いやや!）」へ電話してみましょう**

本件では、消費者が消費生活センターに相談し、消費生活センターのあっせんにより「マニュアル」の代金を取り戻すことができたという事例や、「副業」についての広告や勧誘の内容と実際に「マニュアル」に記載されていた副業の内容が異なっていたことを理由に、代金を支払うよう強く催促するメッセージに応じず、代金を支払わないで済んだという事例が複数確認されています。

「副業」の「マニュアル」を購入してしまった場合でも、代金を取り戻すことができる、又は代金を支払わずに済む可能性があるため、金額の多寡にかかわらず、あきらめずに「188（いやや!）」へ電話して相談してみましょう（最寄りの消費生活センターに繋がります。）。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
消費者庁	写真を貼り付けるだけの簡単な作業で儲かる副業ビジネスを紹介するとして7,000円程度のテキスト教材を消費者に購入させ、その後に電話勧誘により著しく高額な金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（令和3年11月19日）	<a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/026603/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/026603/</a>
消費者庁	無在庫での転売ビジネスのノウハウを提供するなどとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（令和3年4月28日）	<a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/024011/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/024011/</a>
独立行政法人国民生活センター	「転売ビジネス」で稼ぐつもりが…簡単には儲からない！ーネット広告やSNSの情報、友人からのうまい話をうのみにしないでー（令和3年2月10日）	<a href="http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210210_1.html">http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210210_1.html</a>
消費者庁	「在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成31年2月13日）	<a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2018/pdf/release_2018_190213_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2018/pdf/release_2018_190213_0001.pdf</a>

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターなどをご案内します。）  
電話番号 **188（いやや！）**
  - ◆ 警察相談専用電話  
電話番号 **#9110**
- } ※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課財産被害対策室  
TEL:03-3507-9187 FAX:03-3507-7557